

議案第10号

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月2日提出

七飯町長 中 宮 安 一

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間、町長等」を「町長」に、「次の表に定める額」を「令和4年4月16日まで798,000円」に改め、同項の表を削る。

附則中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 副町長の給料月額は、第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、令和4年5月13日まで671,300円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。